

茨木市農業経営基盤強化促進基本構想（案）

令和5年 月

茨 木 市



茨木市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

— 目 次 —

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 現状と課題	1
2 経営の指標	1
3 農業経営基盤の強化の促進に関する事項	1
4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標及び育成方針	3
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者)が目標とすべき農業経営の指標	7
第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	7
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	7
2 本市が主体的に行う取組	7
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	8
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	8
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	9
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	9
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	9
第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	9
1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	10
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	10
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	13
4 利用権設定等促進事業に関する事項	13
第7 その他	13

本文中、※印を付している語句について用語解説を行っています

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 現状と課題

本市は、従来、米を基幹作物として農業経営の基盤をなしていたが、昭和30年以降の積極的な工場誘致政策等によって、地域開発が急激に進む中、農業経営の近代化・合理化・省力化を図るため、昭和48年に農業振興地域の指定を受け、国・府の各種補助事業を導入し、ほ場整備・農道・水路・ため池等、農業生産基盤の整備充実に努めるとともに、営農飲食用水施設・集落道等の生活環境基盤の整備も合わせて進めてきた。

しかしながら、全国的な輸入農産物の増加による農産物価格の低迷等に加えて、急速な都市化による兼業化、農地転用が進行し、自給的農家や第二種兼業農家^{*}が大部分を占め、農業従事者の多くが高齢者となるなど、全国的な問題である担い手不足が深刻になっており、農業が弱体化してきたため、効率的な土地利用、担い手の育成が重要な課題となっている。

2 経営の指標

農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の具体的な目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（一個別経営体当たり**600**万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり**2,000**時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する事項

本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業の実施や農地中間管理事業^{**}の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農地中間管理事業、大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成19年大阪府条例第72号（以下「府条例」という。））に基づく農空間保全地域制度の活用を図る。

- (1) この基本構想の推進に当たっては、大阪府農業経営基盤強化促進基本方針^{***}に基づき、各種施策を適切に活用して推進するものとする。
- (2) 本市は、大阪府北部農と緑の総合事務所、農業協同組合、農業委員会等が相互の連携の下で指導を行うため、「茨木市担い手育成総合支援協議会」（以下「市支援協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して市支援協議会が主体となって営農診断・営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画^{****}の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

- (3) 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業※による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員等による掘り起し活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけ、地域計画で作成する目標地図※への位置付けを行うなど、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地の貸付けを進める。また、これらの農地の流動化に関しては土地利用調整をし、集団化・連担化した条件で担い手に農用地※が利用集積されるよう努める。
- (4) 近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。
- (5) 認定農業者等担い手の不足が見込まれ、これらの者だけでは継続的な耕作が困難な地域では、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用を促進する。
- (6) 農地中間管理事業の活用にあたっては認定農業者等効率的かつ安定的な経営体を優先して利用集積を図るものとする。
- (7) 農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努め、併せて、集約的な経営展開を助長するため、大阪府北部農と緑の総合事務所の指導の下、高収益化・新規作目の導入を推進する。
- (8) 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。
- (9) 女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、積極的な地域農業への参加・協力を促進するなど、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。
- (10) 効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求める。
- (11) 法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援により、農用地の認定農業者への集積はもちろんのこと、他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関・団体にも協力を求め、制度の積極的活用を図る。
- (12) 市支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導等を大阪府北部農と緑の総合事務所の協力を受けつつ行う。
- (13) 農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導等を重点的に行う。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標及び育成方針

平成26年9月に茨木市農業経営基盤強化促進基本構想※を策定して以降、7人が新規就農しているが、将来にわたって担い手を安定的かつ計画的に確保し、地域農業の生産量の維持・拡大を図っていくには、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図る必要がある。確保・育成すべき目標人数としては、大阪府農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織に加え、法人や府条例に基づく大阪版認定農業者等が合わせて約3,100件であることを踏まえ、本市においては年間5人の確保を目標とする。

また、上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談のあった者の意欲と能力を踏まえ、必要に応じて研修等を実施のうえ就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、本市への就農希望者に対して、農地については、農業委員会による紹介、技術・経営面については本市、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課や大阪府家畜保健衛生所、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な営農類型については、次のとおりである。

1 営農類型ごとの経営規模の指標

個別経営体営農類型

No.	経営類型	規模実面積 (ha)		内 容	労働力 (時間)	所得 (万円)	備考
		露地	施設				
1	野菜専作Ⅰ (ハウス軟弱 野菜経営)	0.95	0.65	0.3 しゅんぎく周年 ハウス 延べ 80a こまつな周年 ハウス 延べ 40a ねぎ周年 40a 水稻 25a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 1,800 (計) 7,800	600 [1,000]	
2	野菜専作Ⅱ (養液栽培 経営Ⅰ)	0.5	0.25	0.25 トマト (年間2作) 養液栽培 延べ 40a 軟弱野菜 ハウス 延べ 20a 水稻 25a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 900 (計) 6,900	690 [1,090]	
3	野菜+きのこ	0.7	0.4	0.3 トマト 雨よけ施設 20a ほうれんそう 20a しゅんぎく ハウス 20a しいたけ(周年) 30a 原木10,000本 水稻 30a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 1,500 (計) 7,500	530 [930]	

No.	経営類型	規模実面積 (ha)		内 容	労働力 (時間)	所得 (万円)	備考
		露地	施設				
4	花き専作+ 水稻 (苗物専作 経営)	0.7	0.5	0.2	花壇苗 ハウス 延べ 60a 露地 延べ 20a 水稻 40a	(主) 2,000 (補) 3,300 (計) 5,300	610 [940]
5	養鶏	0.1	0.02	0.08	採卵鶏 5,000羽 育成鶏 2,000羽	(主) 2,000 (補) 2,000 (計) 4,000	707 鶏舎 650m ² 自動集 卵装置 発酵型 鶏糞処 理施設

(注 1) 所得の項目において[]の数字については、補助労働を含めた農家所得の合計である。

(注 2) 労働力は、家族労力として主たる経営者 1 名と専従者 2 名を想定した。専従者は、一人当たり年間 2,000 時間を上限とする労働とし、それ以外に労働力が必要な時は、雇用労力で確保した。時期・季節に伴う労働力の調整については、特に配慮していない。

2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

(1) 生産方式

・水稻

共同利用施設の設置や機械化による省力化を進めるとともに、農作業受託組織等の育成により生産コストの低減や耕作放棄地の解消に取り組む。

また、消費者ニーズに対応した良食味米や減農薬栽培米等の生産を進めるため、適正品種の選定と品種に合った栽培技術の普及を徹底する。

・野菜

多様化する消費者ニーズに対応するため、低コスト生産、契約取引向け生産、高付加価値型生産等を推進する。特に、キャベツ、たまねぎ等土地利用型の野菜は、機械化等による低コスト生産や規模拡大を推進する。また、果菜類や軟弱野菜等については、施設化を図り、品質の向上や栽培期間の延長等を進める。

併せて、減農薬・減化学肥料栽培や天敵の利用等、環境保全型農業※を推進し、高付加価値型生産に努める。

・果樹

施設栽培、完熟栽培等による高品質果実の生産を基本とし、消費者ニーズに対応した品種の選抜・普及、新しい剪定技術や整枝法の導入による省力化と労力分散を進め る。

また、環境保全型農業の推進に向け、農薬・化学肥料等の適正使用の徹底を進めるほか天敵等の積極的な利用を進める。

さらに、直売（地産地消）を推進するため、多品目少量生産を目的とした効率的な生産方式を図る。

・花き

多様化する消費者ニーズに即応した新品種、品目の導入を進めるとともに、大規模化した卸売市場に対応するため、引き続き共選共販を進める。

また、高品質花きを安定的に出荷できる生産体制の整備等により、輸入切り花を含めた他産地に対する競争力の強化を図る。さらに、フェロモン剤等の利用による薬剤散布の低減等、環境保全型農業の推進に向けた技術体系を確立する。

・畜産

環境に配慮した都市型畜産を可能にする飼養環境の整備、安全・安心な畜産物の生産を推進する。

・大阪エコ農産物認証制度にもとづく農産物生産

農薬や化学肥料等の使用を削減し、環境への負荷をより軽減して栽培された農産物に対する府独自の認証制度「大阪エコ農産物認証制度」の積極的な推進、消費者や流通関係者への制度のPR等により、多様化した消費者ニーズの充足と生産者メリットの創出を図る。

(2) 経営管理の方法

経営の体質強化を図るため、経営管理能力の向上や雇用労働管理能力の向上、自己資本の充実を進め、必要に応じて法人化を推進する。また、簿記記帳や納税の青色申告の導入をはじめ、経営の合理化、健全化を進める。

(3) 農業従事の態様

他産業並みの労働時間と収入を実現するため、農作業環境の一層の改善と休日制や給料制の導入など、労働条件の改善を進めるとともに、雇用確保をしやすい体制の充実を図る。

また、機械化の進展に伴う労働安全性の強化を図るため、休息時間の確保等、機械の安全使用に努める。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たな農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農時に目標とすべき水準は、本構想第1に掲げる年間農業所得の3割程度とし、労働時間を1,200時間以上とする。また、経営開始から5年後に達成すべき所得水準は年間農業所得250万円とし、労働時間を1,600時間以上とする。

なお、経営開始から5年後の指標となる経営類型は本構想第2の1に掲げる営農類型に準じ、農業経営の規模は営農類型の規模実面積の約4割とする。

また、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標は本構想第2の2に準ずるとする。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の農産物等を安定的に生産するとともに、魅力ある地域社会を維持することとあわせて、農業が持続的に発展するためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営、兼業農家、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる経営体を「農業を担う者」として幅広く確保・育成していく必要がある。

このため、本構想第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を發揮した経営を展開できるよう重点的に支援するとともに、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、本市の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、相談への対応・情報の提供の他、農業経営に必要な研修の実施、就農計画の作成、農地の確保など、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

また、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体についても、地域資源の適切な維持管理を図る上で、担い手とともに重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供等のサポートを行う。

このほか、生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする観点から、スマート農業技術等を活用して省力的に農作業を行う農業支援サービス事業体による農作業の受委託を府とともに促進する。

2 本市が主体的に行う取組

本市は、農業を担う者を幅広く確保及び育成するため、以下の取組を実施する。

（1）国版認定農業者※については、主体性と創意工夫を發揮した経営を展開できるように

適宜、様々な支援を行う。

- (2) 認定新規就農者については、相談への対応・情報提供の他、農業経営に必要な技術及び、就農計画の作成のアドバイスなど、関係機関と連携して一貫した支援を行う。
- (3) 農業経営・就農支援センターで把握した就農希望者等のうち、本市の要件に合致する者とのマッチング。また、府や本市等が実施する研修や就農支援策等の情報収集と就農希望者等への情報提供等を行う。
- (4) 農業委員会及び農業協同組合と連携し、地元農業者が指導する地域特産品に特化した新規就農希望者向けの実践研修の実施や、研修終了後の円滑な農地確保と就農支援を行う。
- (5) 農業委員会と連携し、貸借可能な農地の確保や、就農希望者等に求める要件（研修経験や営農計画等）の情報提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。
- (6) 農業委員会とともに、農地の集積・集約化に向けた地域での話し合いや地権者との調整等を行い、地域計画[※]に定める農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、関係機関と連携して、営農環境の整備を進める。
- (7) 利用権設定[※]可能な農地と就農希望者の育成が一体的に行える仕組みや体制を農業委員会とともに創設する。
- (8) 市でも営農指導が可能な人材を雇用するとともに大阪府や農業協同組合と連携し、意欲と能力のある人材を育成する仕組みを構築する。
- (9) 耕作放棄地を解消するため、農家や新たな担い手等が市内の耕作放棄地を優良農地に復元または、復元した土地の土壤改良を行う取組に対し、助成制度を創設する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市において、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保及び育成するため、下記の役割分担を基本として、関係機関が連携して取り組むものとする。

- (1) (一社) 大阪府農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、地域計画に定める農用地の効率的かつ総合的な利用の実現を支援するため、農業を担う者に対する農地等に関する相談対応や情報提供、紹介・あっせん等を行う。
- (2) 農業協同組合は、新規就農者等への営農技術等の指導を行う。
- (3) 株式会社日本政策金融公庫大阪支店は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- (1) 本市は、農業者団体及び農業委員会等と連携し、就農希望者等の受入体制や就農希望者等を対象とする研修の実施状況、貸借可能な農地の情報等、就農希望者等が必要とする情報を農業経営・就農支援センターが指定する様式で整理し、農業経営・就農支援センターに情報提供する。
- (2) 本市及び農業委員会、農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者情報を把握するよう努め、農業経営・就農支援センターに情報提供する。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○認定農業者等が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

認定農業者等が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標
面積のシェア：15%

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

この目標を達成するため、本市が策定する地域計画に沿って、効率的かつ安定的な農業経営体への農地の集積・集約や農地中間管理機構関連農地整備事業等による面的整備等を促進するとともに、ほ場が整形で、区画も大きく、水利や接道条件に優れた農地が集団で存在する平坦地においては、効率的かつ安定的な農業経営体への農地集積・集約を優先的に行い、小規模なほ場や傾斜地、大型機械の導入が難しい等の理由により、効率的かつ安定的な農業経営体への集積・集約が難しい地域等では、その他の経営体も含めた農地利用を推進する等、本市、農業委員会、農地中間管理機構等とも連携して、地域の実情に応じた農地利用を促進していく。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

第2に示す効率的かつ安定的な農業経営の育成と主要作業の委託や共同化による地域農業の育成による農業構造の実現を図るため、関係機関、団体等の協力のもとにこの事業に取り組む。

本市では、農家1戸当たりの所有農地面積が少ないうえに、農地の資産価値が高く、農地の流動化はほとんど進んでいない。

また、市内の効率的かつ安定的な農業経営体の多くは、比較的規模の小さい農地で集約的な農業経営を行っている。そのため、第2に示す営農農類型の多くを占める野菜、花き等を中心とした施設園芸を主体とした経営は、あまり多くの農用地を必要としないものとなっており、これらの経営体に対する農地流動化量は比較的小ない。しかし、中山間部に多い水稻を中心とした農業経営は、規模拡大が重要な要件であり、農地流動化により積極的な取り組みが必要となっている。

そこで、本市が策定する地域計画や農地中間管理機構が行う事業等、農地の利用集積を促進するための各種事業等を活用し、農業経営基盤の強化の促進を図る。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、農業経営の改善を計画的に図ろうとする農業者には、農地の利用集積・集約や作業受委託を推進するとともに、経営管理の合理化

や農業生産基盤の整備を図るため、農業経営改善計画認定制度の推進を行う。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、実行組合等と協議・調整のうえ設定することを基本とし、開催に当たっては、インターネットの利用等に加え、茨木市農協実行組合長会連絡協議会等と連携し、周知を図る。

参加者については、農業者、本市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、大阪府北部農と緑の総合事務所及びその他の関係者とし、協議の場において、地域の農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うことに努める。協議の場の参加者等からの協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を本市農林課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、市街化調整区域内の農地を含む実行組合単位に設定する。

また、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画※を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。地域計画の策定に当たっては、「茨木市地域計画策定方針」に基づき、大阪府、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を適宜実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他

農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自立的努力を助長するため、関係機関と連携し、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規程する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法 23 条第 1 項に規程する要件を備えるものは、所定(農業経営基盤強化促進法の基本要綱参考様式第 6 - 1 号)の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法 23 条第 1 項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。また、(2) の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資すること。
 - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規程する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど法政令第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項
 - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 本市は、②に規程する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2) に規程する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規程する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該の認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう関係機関と連携し、必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5) の①に規程する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、大阪府北部農と緑の総合事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、大阪府担い手育成

総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託等の総合的な推進を図る。

このため、農地所有適格法人、認定農業者、集落、農業協同組合等、農業者の意向や地域の実情に応じ、様々な形態の農作業受委託を推進する。

4 利用権設定等促進事業※に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、同法に設けられた経過措置の間、なお従前の例により、引き続き農用地利用集積計画※を定める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この基本構想は、平成7年1月13日から施行する。

2 茨木市農用地利用増進事業実施方針（平成3年5月22日施行）は廃止する。

附 則

この基本構想は、平成16年12月28日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成19年3月8日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年5月27日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成23年10月17日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月〇〇日から施行する。

用語説明（五十音順）

行	用語	解説
あ行	茨木市農業経営基盤強化促進基本構想	農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定に基づき、今後、本市で育成していこうとする担い手の効率的かつ安定的な農業経営の指標や目指すべき農業構造の目標を明らかにするとともに、その目標の実現のために実施していく事項等を定めた総合的な計画。
	大阪府農業経営基盤強化促進基本方針	農業経営基盤強化促進法第5条第1項の規定に基づき、府が地域の将来の農業のあるべき姿についてそのビジョンを描き、今後の地域の農政を推進する目標として策定するものであり、「茨木市農業経営基盤強化促進基本構想」を策定する際の指針となるもの。
か行	活性化計画	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、市が作成するもの。
	環境保全型農業	農地の持つ物質環境機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用量等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をいう。
	国版認定農業者	市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定した農業者。
た行	第二種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家。
	地域計画	農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき、市町村が農業者等との協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図等を明確化し、公表したもの。
	土地利用型農業	土地(面積)に依存し、その広がりを活用することを営農の中心にしている農業生産方式。

な行	農業経営改善計画	農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために市町村に提出する計画。
	農地中間管理機構	都道府県、市町村、農業団体等が出資して組織されている法人であり、都道府県知事がその都道府県に一つに限って指定する。府においては平成26年に一般財団法人大阪府みどり公社を指定。
	農地中間管理事業	農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域を事業実施地域として、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構が行うものをいう。
	農用地	耕作・養畜に利用される土地
	農用地利用改善団体	農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う団体。
	農用地利用集積計画	農作業や農地の管理をまかせたい農地所有者と農地を借りたい農業者との間に本市が入って、農地の貸し借りができる制度。
	目標地図	10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な姿を明確化した地図。
ま行	目標地図	10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な姿を明確化した地図。
ら行	利用権設定	農地の貸借の権利（利用権）を設定すること。
	利用権設定等促進事業	改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号に規定する農用地の利用権の設定若しくは移転又は所有権の移転を促進する事業（令和5年4月1日（改正法の施行日）から2年を経過する日までの間は経過措置として実施できる）□